

ひとりで抱え込まないで
一緒に考えてみませんか



家庭児童相談室のご案内

すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に
恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。 (児童憲章より)

☆ 家庭児童相談室とは

家庭児童相談室とは、家庭において児童が健全に育てられるよう、種々の問題に対し相談に応じ指導助言を与える機関です。

この相談室には、専門の相談員（家庭相談員）が2人いて、各種の相談に応じ、場合によっては、児童相談所、学校、病院等各専門機関と連携をとり問題の解決をお手伝いします。

*** こんな時にはまず家庭児童相談室にご相談ください ***

☆ 相談内容

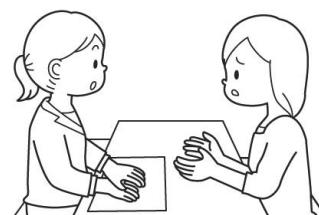
1. 神経質、わがまま、友だちがいない等の子どもについて
2. 身体障害、知恵やことばの遅れがあると思われる
3. 不登校または、長期欠席状態にある
4. 万引き、家出を繰り返す
5. 親が死亡、病気などで育てられない状況にある
6. 入学・進学・就業適性等の問題について
7. その他、家庭における子どもの養育や、いろいろな問題について



☆ 相談室の利用について

相談される方は、直接家庭児童相談室 または 地区児童員（民生委員）におたずねください。

- ① 秘密は守ります
- ② 相談に応ずる費用は無料です
- ③ 相談の受付は、毎日午前9時～午後4時まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日はお休み



☆ 地域の皆様へのお願い

家庭児童相談室では、子どもたちがより良い環境のもとに育てられるよう、相談室と地域の連携を密にし、地域ぐるみの活動を行うために、有志の児童指導者（ボランティア）の方々のご協力をお願いしています。

地域の状況や子どもたちの環境、その他気づいた点がありましたら、相談室まで連絡してください。

お問い合わせ先・連絡先

銚子市健康福祉部子育て支援課 家庭児童相談室

☎ 24-8181 内線419